

〔事案 28-264〕 新契約無効請求

・平成 30 年 4 月 5 日 和解成立

※本事案の申立人は、〔事案 28-262〕・〔事案 28-263〕・〔事案 28-265〕の申立人の親族である。

<事案の概要>

募集人の不適切な話法等により誤解して契約したことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 9 月に契約した個人年金保険について、以下等の理由により、契約を取消しまたは無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 申立人親権者は、申込時、余命宣告を受けた入院中の配偶者にできる限り付き添っていたうえ、幼い子の世話や、配偶者の経営していた事業の休業処理も重なり多忙を極め、精神的にも限界であったので、契約内容の説明をじっくり聞き理解している余裕はなかった。
- (2) 申立人親権者は、募集人から、配偶者が死亡した際の相続税負担を軽減する対策となる旨を説明されて急いで契約した。
- (3) 申立人親権者は、設計書を受領したが説明は受けていない。
- (4) 申立人親権者は、募集人から当初、配偶者の口座から保険料を支払うようにしたいと言われていたので、当然配偶者の相続税対策のための保険と思っていた。
- (5) 配偶者の死亡間近で、資産状況も分からないのに、無職である自分の相続対策など始めるわけがない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人と F P は、契約内容も十分に説明しているが、申立人親権者はこれまでも全く同じ種類の契約に加入している。
- (2) 申立人親権者は、失効した契約を復活する要請をしているように、契約内容を理解し納得していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を確認するため、申立人親権者ならびに募集人および F P に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人親権者の誤解による契約無効等は認められないが、以下の理由および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本契約は、申立人親権者の配偶者の相続税対策としては効果がないことを保険会社も認めているが、そのうえで、募集人は、申立人親権者の以下の状況を知りながら、申立人親権者の将来の相続税対策のためとして本契約を提案した。

①配偶者の相続税対策について強い関心があった。

②配偶者が余命数ヶ月の宣告を受けて、冷静ではいられない状態であり、できる限り長い時間配偶者の入院に付き添っていたうえ、幼い子の世話や、配偶者の事業の休業処理も重なって多忙を極めており、精神的にも限界であった。

(2)募集人およびF Pは、申立人親権者の配偶者の相続税対策として多少なりとも効果のある別契約と同時に手続を進めたが、これは、申立人親権者に、本契約も同様の効果があると誤解させる可能性が高い行為であった。